

やまきた男女共同参画プラン改訂版



平成 31 年（2019 年） 3 月

山 北 町

目 次

第1章 計画の策定にあたって	1
1. 計画の概要	1
2. 計画策定の背景	2
第2章 男女共同参画の現状と課題	8
1. 統計データからみられる本町の現状	8
2. アンケート調査からみられる町民の意識	10
3. 本町における男女共同参画の課題	12
第3章 計画の基本的な考え方	14
1. 基本理念	14
2. 基本目標	14
第4章 施策の体系	15
第5章 施策の展開	16
基本目標Ⅰ 男女共同参画の風土づくり（啓発・教育や学習）	16
（1）男女平等意識の啓発	16
（2）男女共同参画に関する教育・学習の推進	17
基本目標Ⅱ 安心して暮らせる地域づくり（健康福祉・地域活動）	18
（1）育児・介護・健康づくり等の基盤整備	19
（2）男女共同参画の視点に立った地域活動及び防災対策等の推進	21
（3）政策・方針決定の場への女性の参画推進	21
基本目標Ⅲ 男女が共に生き生きと働けるまちづくり（雇用・就労）	22
（1）労働の場における男女共同参画の推進	22
（2）ワーク・ライフ・バランスの推進	23
基本目標Ⅳ 人権を尊重した暴力のない社会づくり（人権尊重・暴力根絶）	24
（1）人権尊重のまちづくりの推進	24
（2）男女間のあらゆる暴力の根絶	25
第6章 計画の推進	26
1 庁内推進体制の整備	26
2 町民との協働	26
3 計画の進行管理	26
資料編	27
男女共同参画社会基本法	27
男女共同参画社会基本法案に対する附帯決議（平成11年5月21日 参議院総務委員会）	33
男女共同参画社会基本法案に対する附帯決議（平成11年6月11日 衆議院内閣委員会）	34
女性の職業生活における躍進の推進に関する法律	35
配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律	44

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画の概要

(1) 計画策定の趣旨

本町では、町民一人ひとりの個性が尊重され、男女が等しくその持てる力を発揮していくため、「共に生きる、男女共同参画のまちづくり」を基本理念とする「やまきた男女共同参画プラン」を推進してきました。

近年では、少子化や高齢化が一層進展し、男女間の暴力の問題やワーク・ライフ・バランスを保つための働き方改革など、新たな課題が顕在化しつつあります。また、度重なる災害によって防災にも男女共同参画の視点が求められているほか、国連サミットにおいてはSDGsが採択され、「ジェンダー平等を実現しよう」という目標も立てられています。

こうした社会情勢の変化に対応するため、これまでのプランの施策を引き継ぎ、「やまきた男女共同参画プラン改訂版」を策定するものです。

(2) 計画の性格

本計画は、「山北町第5次総合計画」の部門計画であり、行政はもとより、家庭・地域、企業など町ぐるみで男女共同参画社会の実現に向けて取り組む基本指針となります。

また、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」第6条第2項に定める「市町村計画」の性格を有し、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）第2条の3第3項に定める「市町村基本計画」の性格も有します。

(3) 計画の期間

本計画は、2028年度までの10年間を計画期間とします。なお、社会情勢の変化等に応じて、計画期間中も必要に応じて見直しを行います。

2. 計画策定の背景

(1) 国連・国・神奈川県動き

近年の国連・国・神奈川県の動きは以下のとおりです。

年	国連等	日本	神奈川県
1990(平成2)	・ ナイロビ将来戦略見直し勧告		
1991(平成3)		・ 育児休業法公布(92年施行) ・ 新国内行動計画(第一次改定)策定	・ 新かながわ女性プラン改定実施計画策定 ・ 県民部婦人企画室を同女性政策室に、県立婦人総合センターを同かながわ女性センターに名称変更 ・ 県審議会等の委員への女性の登用推進要綱制定
1992(平成4)	・ 環境と開発に関する国連会議(リオデジャネイロ)	・ 介護休業制度等に関するガイドラインの策定 ・ 初の婦人問題担当大臣誕生	・ 逗子市に女性市長誕生
1993(平成5)	・ 国連世界人権会議(ウィーン)ウィーン宣言採択 ・ 女性に対する暴力の撤廃に関する宣言採択	・ パートタイム労働法公布、施行	・ フォーラムよこはま開館
1994(平成6)	・ ILO175号条約(パートタイム労働に関する条約)採択 ・ アジア・太平洋における女性の地位向上のためのジャカルタ宣言採択 ・ 国際人口・開発会議(カイロ)	・ 内閣に男女共同参画推進本部設置 ・ 総理府に男女共同参画室、男女共同参画審議会設置 ・ 児童の権利に関する条約批准	・ 第1回東アジア女性フォーラム(現アジア女性友好交流会議)をかながわ女性センターにて開催 ・ 南足柄市女性センター開館

年	国連等	日本	神奈川県
1995(平成7)	<ul style="list-style-type: none"> ・第4回世界女性会議(北京)NGOフォーラム開催、北京宣言、行動綱領採択 	<ul style="list-style-type: none"> ・育児休業法改正(介護休業制度)公布(98年施行) ・ILO156号条約(家族的責任条約)批准 	<ul style="list-style-type: none"> ・デュオよこすか開館 ・県に女性副知事誕生
1996(平成8)		<ul style="list-style-type: none"> ・優生保護法を改正、母体保護法として公布、施行 ・男女共同参画2000年プラン策定 	<ul style="list-style-type: none"> ・神奈川県立かながわ女性センターの今後の運営について(答申)
1997(平成9)		<ul style="list-style-type: none"> ・労働基準法改定(女子保護規定撤廃) ・男女雇用機会均等法改正(女子差別禁止、セクハラ防止義務)(99年施行) ・育児・介護休業法改正(深夜業制限) 	<ul style="list-style-type: none"> ・かながわ新総合計画21の「Ⅶ共に生きる参加型社会をめざして」に「男女共同参画社会の実現」を位置付け ・かながわ女性プラン21策定 ・かながわ女性センターで、女性総合相談窓口スタート ・女性への暴力相談等関係機関連絡会発足
1998(平成10)			<ul style="list-style-type: none"> ・茅ヶ崎市女性センター、機能を拡充し、移転、開館
1999(平成11)		<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画社会基本法公布・施行 ・食料・農業・農村基本法の公布・施行(女性の参画の促進) 	<ul style="list-style-type: none"> ・川崎市男女共同参画センター(すくらむ21)開館 ・県民総務室人権・同和担当と女性政策室を再編し、人権男女共同参画課を設置 ・女性への暴力相談「週末ホットライン」開設

年	国連等	日本	神奈川県
2000(平成12)	・国連特別総会「女性2000年会議」開催(ニューヨーク)	・男女共同参画基本計画策定 ・介護保険法の施行 ・ストーカー行為等の規制等に関する法律(ストーカー規正法)公布・施行	・相模原市男女共同参画推進センター(ソレイユさがみ)開館 ・かながわ女性センターで「女性への暴力相談」窓口設置
2001(平成13)		・内閣府に男女共同参画局設置 ・男女共同参画会議設置 ・配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(以下「配偶者暴力防止法」という。)公布・施行	・横浜市男女共同参画推進条例公布・施行 ・川崎市男女平等かわさき条例公布・施行 ・配偶者暴力相談窓口設置 ・横須賀市男女共同参画推進条例公布(02年施行)
2002(平成14)			・県男女共同参画推進条例公布・施行 ・神奈川県男女共同参画審議会設置 ・配偶者暴力相談支援センター設置
2003(平成15)	・女性差別撤廃委員会において、日本に対する審査が行われた	・次世代育成支援対策推進法公布(05年全面施行)	・県かながわ男女共同参画推進プラン策定 ・さがみはら男女共同参画推進条例公布(04年施行)
2004(平成16)		・配偶者暴力防止法改正 ・育児・介護休業法改正(育児・介護取得の期間雇用者へ適用拡大、育児休業期間の延長、子の看護休暇の創設)(05年施行)	

年	国連等	日本	神奈川県
2005(平成17)	・ 第49回国連婦人の地位委員会「北京+10」開催	・ 次世代育成支援対策推進法全面施行 ・ 男女共同参画基本計画(第2次)策定	・ かながわ女性センターにかながわ女性キャリア支援センターを設置 ・ 横浜市婦人会館閉館。男女共同参画センター横浜南として開館。 ・ フォーラムよこはま閉館。男女共同参画センター横浜北開館
2006(平成18)	・ 第1回東アジア男女共同参画担当大臣会合開催(東京)	・ 男女雇用機会均等法改正(間接差別禁止、男性を含むセクハラ禁止)(07年施行)	・ 県かながわDV被害者支援プラン策定
2007(平成19)		・ パートタイム労働法の改正(均衡の取れた処遇の確保の促進)(08年施行) ・ 配偶者暴力防止法改正(08年施行) ・ 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章、及び、仕事と生活の調和推進のための行動指針策定	・ 鎌倉市男女共同参画推進条例公布・施行
2008(平成20)			・ 県かながわ男女共同参画推進プラン(第2次)策定
2009(平成21)		・ 育児・介護休業法の改正(10年施行)	・ 県かながわDV被害者支援プラン改定
2010(平成22)	・ 第54回国連婦人の地位委員会「北京+15」開催	・ 第3次男女共同参画基本計画策定	
2011(平成23)			・ 横浜市DV相談支援センターを設置
2012(平成24)			・ 相模原市配偶者暴力相談支援センターを設置

年	国連等	日本	神奈川県
2013(平成25)		<ul style="list-style-type: none"> ・配偶者暴力防止法改正(14年施行) ・ストーカー規正法改正 	<ul style="list-style-type: none"> ・県かながわ男女共同参画推進プラン(第3次)策定
2014(平成26)		<ul style="list-style-type: none"> ・パートタイム労働法の改正(15年施行) 	<ul style="list-style-type: none"> ・県かながわDV被害者支援プランを改定し、県かながわDV防止・被害者支援プランを策定
2015(平成27)	<ul style="list-style-type: none"> ・第59回国連婦人の地位委員会「北京+20」開催 	<ul style="list-style-type: none"> ・女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(以下「女性活躍推進法」という。)公布・施行(16年完全施行) ・「第4次男女共同参画基本計画」閣議決定 	<ul style="list-style-type: none"> ・かながわ女性センターを県藤沢合同庁舎に移転し「かながわ男女共同参画センター」(かなテラス)に名称変更
2016(平成28)		<ul style="list-style-type: none"> ・女性活躍推進法完全施行 ・育児・介護休業法改正(17年施行) ・男女雇用機会均等法改正(17年施行) 	<ul style="list-style-type: none"> ・川崎市DV相談支援センターを設置
2017(平成29)		<ul style="list-style-type: none"> ・育児・介護休業法改正・施行 	

(2) SDGsにおける関連目標

持続可能な開発目標（SDGs）とは、2001年に策定されたミレニアム開発目標（MDGs）の後継として、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2016年から2030年までの国際目標です。

持続可能な世界を実現するための17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残さない（leave no one behind）ことを誓っています。

この中の目標の一つとして「ジェンダー平等を実現しよう」が上げられており、本町もこの目標に向かって取り組みます。



【目標達成のためのターゲット】

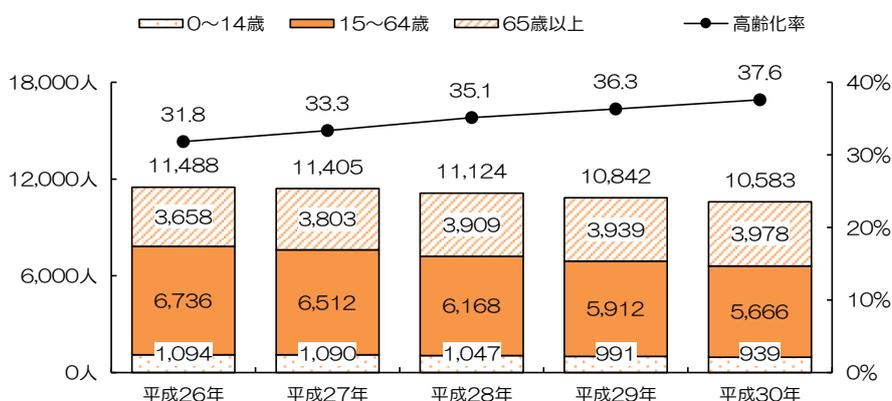
- 5.1 あらゆる場所におけるすべての女性及び女児に対するあらゆる形態の差別を撤廃する。
- 5.2 人身売買や性的、その他の種類の搾取など、すべての女性及び女児に対する、公共・私的空間におけるあらゆる形態の暴力を排除する。
- 5.3 未成年者の結婚、早期結婚、強制結婚及び女性器切除など、あらゆる有害な慣行を撤廃する。
- 5.4 公共のサービス、インフラ及び社会保障政策の提供、ならびに各国の状況に応じた世帯・家族内における責任分担を通じて、無報酬の育児・介護や家事労働を認識・評価する。
- 5.5 政治、経済、公共分野でのあらゆるレベルの意思決定において、完全かつ効果的な女性の参画及び平等なリーダーシップの機会を確保する。
- 5.6 国際人口・開発会議（ICPD）の行動計画及び北京行動綱領、ならびにこれらの検証会議の成果文書に従い、性と生殖に関する健康及び権利への普遍的アクセスを確保する。
- 5.a 女性に対し、経済的資源に対する同等の権利、ならびに各国法に従い、オーナーシップ及び土地その他の財産、金融サービス、相続財産、天然資源に対するアクセスを与えるための改革に着手する。
- 5.b 女性の能力強化促進のため、ICTをはじめとする実現技術の活用を強化する。
- 5.c ジェンダー平等の促進、ならびにすべての女性及び女子のあらゆるレベルでの能力強化のための適正な政策及び拘束力のある法規を導入・強化する。

第2章 男女共同参画の現状と課題

1. 統計データからみられる本町の現状

(1) 進展する少子化と高齢化

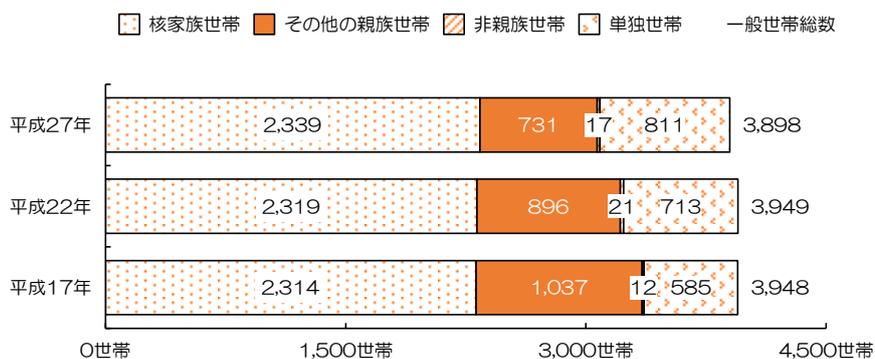
平成30年1月1日現在の人口は10,583人で、緩やかな減少傾向にあります。高齢者数は増加しており、本町の高齢化率は37.6%となっています。



資料：住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査（各年1月1日）

(2) 増加傾向にある単身世帯・核家族世帯

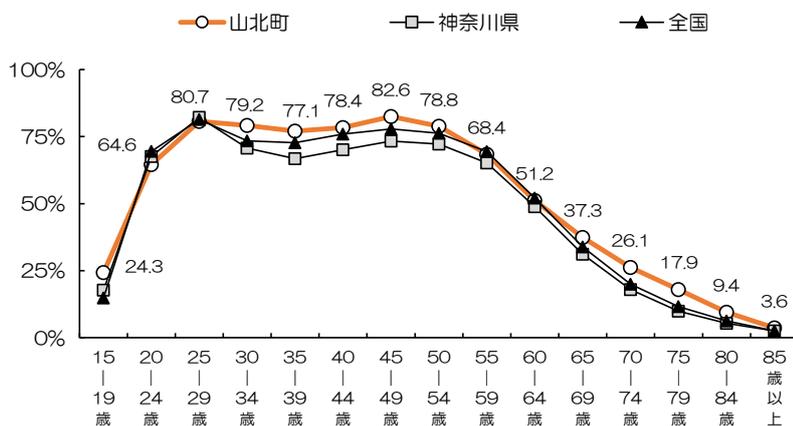
本町の世帯構成をみると、「単身世帯」や「核家族世帯」が増加傾向、3世代家族などの「その他の世帯」は減少傾向にあります。



資料：国勢調査（各年10月1日）

(3) M字カーブを描く女性の労働力率

本町の女性の労働力率をみると、国や神奈川県 averages よりもやや高い水準で推移しています。一方で、30～44歳の労働力率は70%台となっており、グラフをみるといわゆるM字カーブを描いています。



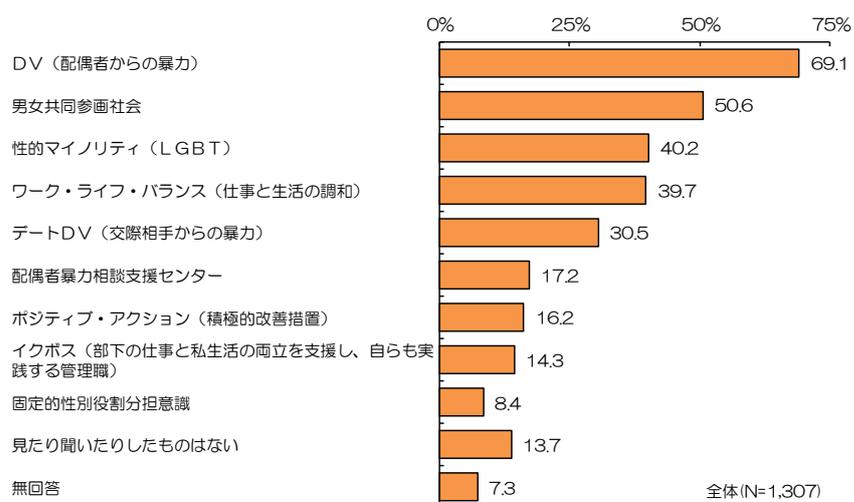
資料：国勢調査（平成27年10月1日）

2. アンケート調査からみられる町民の意識

(1) 男女共同参画意識

見たり聞いたりしたことがある言葉のうち、「DV（配偶者からの暴力）」と「男女共同参画社会」の2つだけが50%以上の認知度となっています。

Q：見たり聞いたりしたことがある言葉

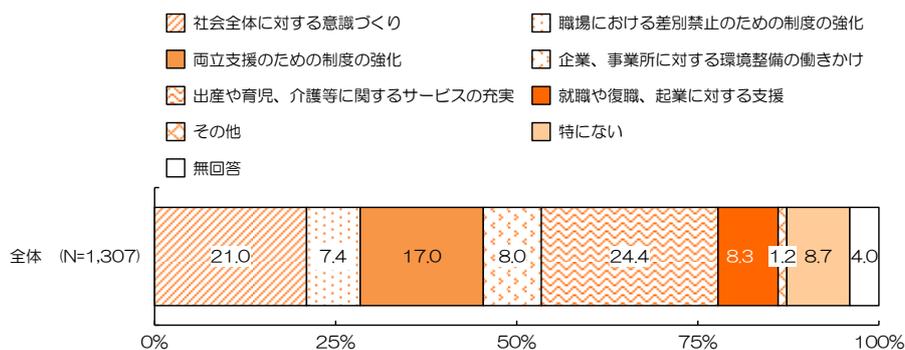


資料：山北町第5次総合計画見直しに関する町民アンケート調査（平成30年）

(2) 安心して暮らせる社会づくり

男女ともに仕事と生活を両立できるために最も重要だと思う取り組みは、「出産や育児、介護等に関するサービスの充実」が最も多く、次いで「社会全体に対する意識づくり」が挙げられています。

Q：男女ともに仕事と生活を両立できるために最も重要だと思う公的な取り組み

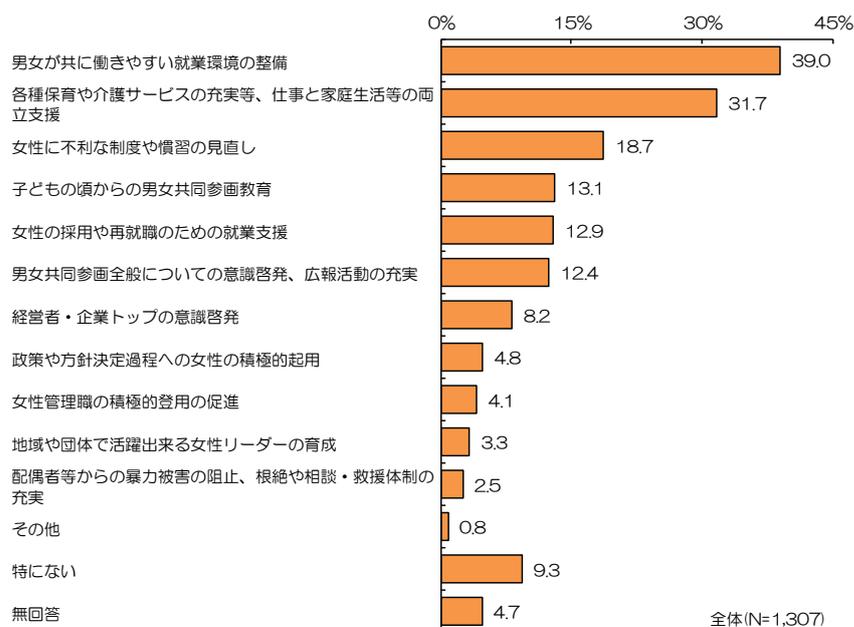


資料：山北町第5次総合計画見直しに関する町民アンケート調査（平成30年）

(3) 仕事と生活の両立

男女共同参画社会を実現するために町が力を入れていくべきことは、「男女が共に働きやすい就業環境の整備」が最も多く、次いで「各種保育や介護サービスの充実等、仕事と家庭生活等の両立支援」が挙げられています。

Q：男女共同参画社会を実現するために町が力を入れていくべきこと

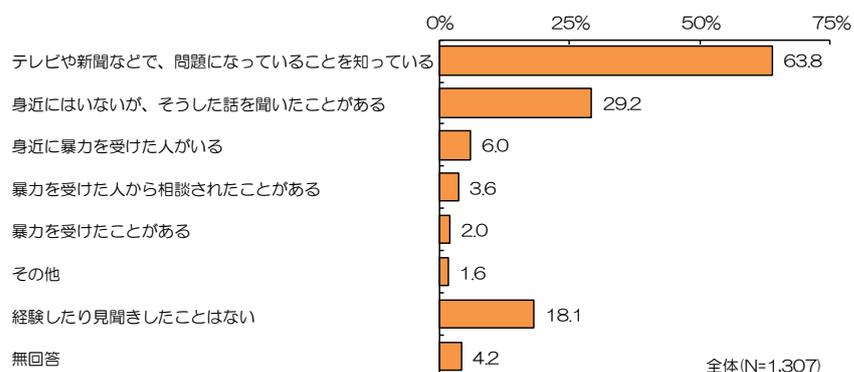


資料：山北町第5次総合計画見直しに関する町民アンケート調査（平成30年）

(4) 人権の尊重

親しい間柄にあたる男女間の暴力については、「身近に暴力を受けた人がいる」、「暴力を受けた人から相談されたことがある」といった回答も見受けられます。

Q：親しい間柄にあたる男女間の暴力について、経験したり見聞きしたことがあるか



資料：山北町第5次総合計画見直しに関する町民アンケート調査（平成30年）

3. 本町における男女共同参画の課題

これまでにみてきた現状から、本町における男女共同参画の課題が見えてきます。本計画は、これらの課題解決に向けた取り組みを記載し、推進していきます。

現 状	課 題
進展する少子化と高齢化	<ul style="list-style-type: none">・ 高齢者を支える若者が減少し、若者の負担が増加している・ 子ども数が減少することで地域の取り組みにも影響が出ている
増加傾向にある単身世帯・核家族世帯	<ul style="list-style-type: none">・ 単身者や核家族が増えることで相談先が減少している・ 祖父・祖母に頼ることができなくなり、子育てや介護の負担が増加している
M字カーブを描く女性の労働力率	<ul style="list-style-type: none">・ 働き手として期待される女性の労働力が高められてない・ 働きたい女性のニーズに合った働く場が確保できていない
依然として低い男女共同参画意識	<ul style="list-style-type: none">・ 「男女共同参画」という言葉の認知度も約50%と低く、意識が高められていない
高まる安心な暮らしへの要望	<ul style="list-style-type: none">・ 出産や育児、介護などを支援するサービスへの要望は多い
求められる働きやすい就業環境	<ul style="list-style-type: none">・ 男女が働きやすい環境を整備することを町民が最も望んでいる
身近にある人権侵害	<ul style="list-style-type: none">・ 親しい間柄にあたる男女間の暴力が本町でもあるなど、人権が侵害されるケースがある



第3章 計画の基本的な考え方

1. 基本理念

本町では、『共に生きる、男女共同参画のまちづくり』を基本理念として、各種施策を推進してきました。これは、町民一人ひとりの個性が尊重され、男女が等しくその持てる力を発揮していくために定めたものです。

新しく策定した山北町第5次総合計画では、男女が互いの生き方を尊重し、家事や子育てを役割分担するなど、男女がともに参画する社会環境づくりを進めるとしています。またSDGsでは、「ジェンダー平等を実現しよう」を目標に掲げ、あらゆる分野での男女平等を謳っています。

これらの変化は、これまでの基本理念が目指す方向と一致しているため、本計画ではこれまでの基本理念である『共に生きる、男女共同参画のまちづくり』を引き続き踏襲することとします。

基本理念

共に生きる、男女共同参画のまちづくり

2. 基本目標

『共に生きる、男女共同参画のまちづくり』を進めるため、次の4つの目標を設定し、計画の推進を図ります。

- 基本目標1 男女共同参画の風土づくり（啓発・教育や学習）
- 基本目標2 安心して暮らせる地域づくり（健康福祉・地域活動）
- 基本目標3 男女が共に生き生きと働けるまちづくり（雇用・就労）
- 基本目標4 人権を尊重した暴力のない社会づくり（人権尊重・暴力根絶）

『共に生きる、男女共同参画のまちづくり』

基本目標1 男女共同参画の風土づくり（啓発・教育や学習）

- (1) 男女平等意識の啓発
- (2) 男女共同参画に関する教育・学習の推進

基本目標2 安心して暮らせる地域づくり（健康福祉・地域活動）

- (1) 育児・介護・健康づくり等の基盤整備
- (2) 男女共同参画の視点に立った地域防災活動及び防災対策等の推進
- (3) 政策・方針決定の場への女性の参画推進

基本目標3 男女が共に生き生きと働けるまちづくり（雇用・就労）

- (1) 労働の場における男女共同参画の推進
- (2) ワーク・ライフ・バランスの推進

基本目標4 人権を尊重した暴力のない社会づくり（人権尊重・暴力根絶）

- (1) 人権尊重のまちづくりの推進
- (2) 男女間のあらゆる暴力の根絶

第5章 施策の展開

基本目標Ⅰ 男女共同参画の風土づくり（啓発・教育や学習）

私たちの意識や社会の制度、慣行には、「女はこう」「男はこう」という意識や固定的な性別役割分担等、社会的、文化的に形成された性差（ジェンダー）意識を反映して、気づかないうちに女性や男性、どちらかに差別的に働いているものが少なくありません。

町民一人ひとりが、行動や慣習のなかに根強く残る固定的な性別役割分担意識に気づき、これを克服していくことができるよう、情報を提供するとともに意識の啓発を促進し、町民の男女平等意識の形成に努めます。また、男女がともに家事や育児、地域活動に参画し、家庭、地域での男女平等意識や共同参画への理解を促進します。同時に、男女共同参画の視点に立った学校教育や生涯学習を推進します。

（1）男女平等意識の啓発

施策（事業）の概要	担当課
● 広報紙などによる啓発活動の推進 広報紙やホームページを活用して啓発を行います。	企画政策課
● 啓発情報誌・パンフレットの発行 町が実施する行事などの場面で、啓発物を配布します。	企画政策課
● 講演会・研修会（セミナー）の開催 男女平等意識を啓発するための講演会や研修会（セミナー）を開催します。	企画政策課
● 行政文書（刊行物等）における用語や表現の見直し 町の発信する情報が、男女共同参画の視点から見て適当であるか確認した上で情報を発信します。	企画政策課

(2) 男女共同参画に関する教育・学習の推進

施策（事業）の概要	担当課
●生涯学習活動の推進 男女共同参画に関する生涯学習活動を推進します。	生涯学習課
●活動事例の情報提供 性別役割分担意識に基づかない活動事例を紹介するなど、情報提供を図ります。	企画政策課 生涯学習課
●男女共同参画に関する図書、資料の収集・整理、閲覧サービスの推進 図書室において、男女共同参画に関する蔵書の充実を図ります。	生涯学習課
●公共施設の活用 生涯学習センターなどの公共施設を活用した教育・学習を支援します。	生涯学習課
●町職員、教職員に対する研修の充実 町役場職員や教職員に対して、男女共同参画への理解を深めるための研修を実施します。	総務防災課 学校教育課
●小学校・中学校での男女平等教育の充実 男女平等を推進する学校教育の充実を図ります。	学校教育課

基本目標Ⅱ 安心して暮らせる地域づくり（健康福祉・地域活動）

本町における高齢化はますます進んでいます。寝たきりや認知症高齢者の増加、介護期間の長期化など、介護に対するニーズが増大することが予想され、本人や家族介護者への支援が必要となっています。子育てについては、少子化の傾向にあるものの、核家族化が進んで祖父母の協力が得られない家庭が増えているため、孤立化を防ぎ、必要な子育て支援サービスを充実することが求められています。

また、障がいのある人や、ひとり親家庭、外国人等においては、生活のさまざまな場面で、複合的な困難を抱えていることが予想されます。生活困難を抱える人々が、自立し、安心して暮らしていけるよう、男女の違い、個人の置かれた状況に配慮したきめ細やかな社会的支援と環境整備を進める必要があります。

さらに、女性はライフサイクルを通じて男性とは異なる健康上の問題に直面することがあります。このため、母性保護に対する社会的な認識を深めるとともに、女性の生涯を通じた健康の保持と増進を図ることも必要です。

一方、女性の社会参画は急速に進んでいますが、現実には政策や方針の立案、決定過程への女性の参画は遅れています。家庭や地域活動の分野では、女性が大部分を担っているにもかかわらず、役職には男性が多いなどの現状があります。男女共同参画社会の実現には、こうした意思決定過程への女性の参画を促し、女性の考え方や関心事項が政策や方針に反映されるようにすることが必要です。

また、本町では、山北町自治基本条例に基づき、自助、共助、公助の考え方のもと、誰もが主体的にまちづくりに参画することを求めています。国も、住民・事業所・NPO等と行政が一体となった共生・協働の地域づくりを推進しています。さらに、近年は大規模な災害が相次いで発生しており、防災の分野においても、男女共同参画の視点による防災体制の確立が求められています。

そのため、性別にかかわらず、健康で安心した生活を送ることができ、男女がともにまちづくりに主体的に参画できる環境を整え、政策等の立案、決定過程に参画し、両者の意思や価値観が反映できる社会を目指します。

(1) 育児・介護・健康づくり等の基盤整備

施策（事業）の概要	担当課
<p>●延長保育や一時預かり、乳幼児保育など、保育サービスの充実 町民のニーズを踏まえ、各種保育サービスの充実を図ります。</p>	福祉課
<p>●放課後子ども教室の充実 全ての児童を対象に、放課後に小学校の余裕教室等を活用して、安全・安心な活動拠点（居場所）を設け、勉強やスポーツ等を通じ、児童の異年齢交流や、健やかに育つ環境づくりを行う事業の充実を図ります。</p>	生涯学習課
<p>●男性のための介護、子育て、料理教室などの講座の開設 料理を初めとする家事全般の男性向け講座を充実させます。また、イクメンを増やすため父親向けの育児講座を実施するなど、男性も育児や介護に参加しやすい環境をつくります。</p>	保険健康課 生涯学習課
<p>●介護保険サービスの充実 介護が必要になっても住み慣れた地域で生活できるよう、町民のニーズを踏まえ、各種介護保険サービスの充実を図ります。</p>	保険健康課
<p>●各種の生活支援サービスの充実 障がいがあっても一人親であっても、生きがいをもって生活できるよう、各種生活支援サービスを充実します。</p>	福祉課
<p>●包括ケアシステムの構築・深化 介護に関連する各機関の連携を充実させ、地域包括ケアシステムの確立を図ります。</p>	保険健康課
<p>●シルバー人材センターの充実・活用 高齢者が生きがいをもって生活し、要支援・要介護状態になることを予防するための拠点として充実・活用します。</p>	福祉課
<p>●母子保健事業の充実 母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進に向けて、妊産婦、乳幼児健康診査の充実や子育てに係る相談体制の強化を図るなど、母子保健事業の充実を図ります。</p>	保険健康課
<p>●リプロダクティブ・ヘルス／ライツの考え方の普及 性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）の考え方の普及を図ります。</p>	保険健康課
<p>●健康づくり事業の推進 性別にかかわらず、健康的な生活が送られるよう、健康教育や健康相談など、各種健康づくり事業を推進します。</p>	福祉課

施策（事業）の概要	担当課
<p>●保健師による妊婦への保健指導の充実 医療機関との連携のもと、保健師による妊婦への保健指導を充実します。</p>	保険健康課
<p>●妊娠・出産・育児に関する知識の普及 ママパパ教室を開催し、妊婦やその家族を対象に、妊娠中の過ごし方から育児についての知識の普及を図ります。</p>	保険健康課
<p>●各種健診の推進 妊婦健診をはじめ、3か月児、お誕生日前（10～11 か月児）、1歳6か月児、3歳児健診を実施し、未受診者には訪問等にて受診を促進します。</p>	保険健康課
<p>●若い女性の交流の場づくりの検討 若い女性同士で、悩み相談や情報交換ができる交流の場づくりを検討します。</p>	保険健康課
<p>●子育て支援拠点の運営 親子と地域を結ぶ架け橋として、学び、支え、親子の力が引き出せるよう、子育てを支えます。</p>	福祉課
<p>●子育てサークル活動の支援 子育てサークルの育成とその活動を支援します。</p>	保険健康課
<p>●ファミリー・サポート・センターの周知 民間事業者に委託しているファミリー・サポート・センターの周知を図ります。</p>	福祉課
<p>●親子を対象としたイベントの開催 キッズ・カーニバルなど、親子が参加できるイベントや講座を実施し、親子のふれあいの場をつくれます。</p>	保険健康課

(2) 男女共同参画の視点に立った地域活動及び防災対策等の推進

施策（事業）の概要	担当課
<p>●コミュニティ活動、ボランティア活動の支援 コミュニティ活動やボランティア活動などに、男女が共に、また多様な年齢層が参画できる環境づくりを推進します。</p>	企画政策課
<p>●町内で活動する女性団体への支援 町内で活動する女性グループや女性団体の活動を支援します。</p>	企画政策課
<p>●防災・災害対策に係る意思決定の場への女性の参画促進 地域における防災・災害対策に係る意思決定の場への女性の参画を促します。</p>	総務防災課
<p>●女性目線からの防災対策の強化 避難所の運営や自主防災活動等に女性の参画を促し、女性目線からの防災対策を進めます。</p>	総務防災課
<p>●女性消防団員の登用と活用 消防団に対して、女性の登用と活用を促します。</p>	総務防災課

(3) 政策・方針決定の場への女性の参画推進

施策（事業）の概要	担当課
<p>●各種審議会等への女性委員の登用の推進 審議会、委員会などへ女性委員を積極的に登用します。また、登用状況を定期的に調査して公表します。</p>	全課
<p>●自治会・町内会への働きかけ 自治会活動や町内会活動に男女が積極的に参画できるよう、働きかけを行います。</p>	企画政策課
<p>●PTA活動等地域団体等への働きかけ PTA活動等に男女が積極的に参画できるよう、地域団体等へ働きかけを行います。</p>	企画政策課 学校教育課
<p>●庁内組織における女性の登用、職域の拡大 町役場において、性別にとらわれることのない、能力に応じた適切な管理職への登用、職域の拡大を推進します。</p>	総務防災課

基本目標Ⅲ 男女が共に生き生きと働けるまちづくり（雇用・就労）

働く女性が増え、さまざまな職場に女性が進出していますが、特に女性にとって働くことは個人の自立を図るうえで大きな役割を果たすとともに、社会に参画する機会でもあります。

男女雇用機会均等法や育児・介護休業制度など法的な整備はされても、働く女性の多くは、職場の同僚に与える影響を考慮して時期や仕事を調整しているのが現状です。また、農業や自営業においては、女性が重要な働き手であるばかりでなく、家庭生活や地域社会のなかでも大きな役割を担っており、女性の果たしている役割が適正に評価され、男女が対等なパートナーとなる必要があります。

こうした中、ワーク・ライフ・バランスや働き方改革が注目されており、国の定めた「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」では、“ワーク・ライフ・バランス”の定義を「国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会」としています。

そのため、男女が共に生き生きと働けるよう、女性の活躍を支える環境整備を図るとともに、男性も女性も仕事と家庭が両立できる社会の実現を図ります。

ここに掲げる基本目標Ⅲは、女性活躍推進法第6条第2項に基づく市町村推進計画、「山北町女性の活躍推進計画」とします。

（１）労働の場における男女共同参画の推進

施策（事業）の概要	担当課
●労働環境改善の啓発 男女雇用機会均等法をはじめとする労働関連法令や、セクシュアルハラスメント・パワーハラスメントの防止、女性の再就職支援、ワーク・ライフ・バランスを推進するための情報を提供します。	商工観光課
●農業に従事する女性の労働条件の改善 農業に従事する男女が対等なパートナーとして活動しやすい環境づくりを支援します。	農林課
●商工観光自営業に従事する女性の労働条件の改善 商工観光自営業の経営や方針決定への女性の参画を促し、男女が対等なパートナーとして活動しやすい環境づくりを支援します。	商工観光課
●農産物の生産や加工、販売などを行う女性グループの育成・支援 担い手として期待される女性グループの育成、支援を図ります。	農林課
●起業に関する情報の提供 幅広い情報提供や経営指導により、女性の起業を支援します。	商工観光課

(2) ワーク・ライフ・バランスの推進

施策（事業）の概要	担当課
<p>●家事・育児・介護講座等の実施 心構えや支援サービス等の情報が行き届くよう、家事・育児・介護の講座等を開催します。</p>	<p>保険健康課 生涯学習課</p>
<p>●企業への働きかけ 残業削減や働き方改革などの社会情勢に合わせ、男女がともに働きやすい職場になるよう企業へ働きかけます。</p>	<p>企画政策課 商工観光課</p>
<p>●育児休業・介護休業制度の利用についての広報と啓発 広報、ホームページなどを通じ、育児休業制度及び介護休業制度の啓発を推進します。</p>	<p>企画政策課</p>
<p>●育児相談の充実 乳幼児ニコニコ相談をはじめ、子育てや家庭など各種相談に応じ、情報提供・支援を行います。</p>	<p>保険健康課</p>
<p>●保育サービスの充実 広域で実施している病児保育の周知を図るほか、仕事と子育ての両立が可能になるよう、必要な保育サービスの充実を図ります。</p>	<p>福祉課</p>
<p>●放課後児童クラブの推進 保護者が労働等により昼間家庭にいない児童を対象に、授業の終了後（放課後）に小学校の余裕教室等を利用して適切な遊びや生活の場を与え、児童の健全な育成を図る事業を推進します。</p>	<p>福祉課</p>
<p>●介護相談体制の充実 地域包括支援センターが窓口となり、高齢者や介護者の相談に応じ、情報提供・支援を行います。</p>	<p>保険健康課</p>
<p>●介護保険制度の円滑な運営 効果的な介護保険サービスを実施し、高齢者やその家族の負担の軽減を図ります。</p>	<p>保険健康課</p>
<p>●在宅福祉サービスの充実 高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、在宅福祉サービスの充実を図ります。</p>	<p>福祉課</p>

基本目標Ⅳ 人権を尊重した暴力のない社会づくり（人権尊重・暴力根絶）

性別にかかわらず一人ひとりの人権が尊重され、差別的な扱いを受けることなく、個人の能力を発揮できる社会、それが男女共同参画社会の一つの姿と言えます。

男女共同参画社会基本法第3条では、「男女の個人としての尊厳が重んぜられること」、「男女が性別による差別的取扱いを受けないこと」、「男女が個人として能力を発揮する機会が確保されること」、「その他の男女の人権が尊重されること」が規定されています。

しかし、DV（ドメスティック・バイオレンス）と呼ばれる男女間の暴力やセクシュアルハラスメントなどが社会問題となっており、男女共同参画社会の実現を阻む暴力の根絶は重要な課題となっています。

そのため、児童虐待防止対策、DV防止対策及び被害者の保護、自立支援等の一体的な対策を進め、男女の人権が尊重されるまちづくりを推進します。

ここに掲げる基本目標Ⅳは、DV防止法第2条の3第3項に基づく市町村推進計画、「山北町配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援基本計画」とします。

（1）人権尊重のまちづくりの推進

施策（事業）の概要	担当課
●「人権啓発チラシ」作成の推進 人権問題に関するパンフレット等を収集し、情報提供を行います。	福祉課 生涯学習課
●広報紙などによる啓発活動の推進 広報やホームページなどを通じて、人権問題に対する広報・啓発活動を推進します。	企画政策課 福祉課
●学校での人権教育の推進 教育活動全体を通して人権教育を推進します。	学校教育課
●人権に関する相談の充実 人権・行政・心配ごとなどあらゆる相談を受けられる体制づくりを進め、広報、ホームページなどで相談体制の周知を図ります。	総務防災課 福祉課
●人権講演会の開催 人権講演会を開催し、人権が尊重されるまちづくりの推進に努めます。	福祉課 生涯学習課

(2) 男女間のあらゆる暴力の根絶

施策（事業）の概要	担当課
●男女間のあらゆる暴力を許さないための広報・啓発活動の推進 広報やホームページなどを通じて、男女間のあらゆる暴力を許さないための広報・啓発活動を推進します。	企画政策課 福祉課
●性の多様性の理解と人権教育の推進 性の多様性に対する理解の促進や、人権を大切にする教育を推進します。	福祉課 学校教育課
●関連機関と連携した相談体制の整備 国・県・地域の関連機関との連携充実を図り、相談体制を整備します。	福祉課
●庁内連携の充実 DVの相談を受けた際、迅速に対応し解決に結びつく庁内体制を整備します。	福祉課 保険健康課

第6章 計画の推進

この計画を推進するにあたっては、行政を始め、家庭・地域、企業などが、計画の趣旨に基づいてお互いに連携を図りながら実践していく必要があります。

1 庁内推進体制の整備

計画の推進にあたっては、町職員一人ひとりがこの計画を理解するとともに、関係する課の連携を図るため、「男女共同参画推進会議」を設置し、関係課間の総合調整を行い、総合的かつ効果的な推進を図ります。

2 町民との協働

町民に積極的に参加していただくため、この計画を町民に周知していくとともに、主体的に活動する町民や実践するグループ・団体、企業などと連携を図りながら計画を推進します。

3 計画の進行管理

計画の着実な推進と実効性を確保するため、推進状況を把握・分析し、評価することにより、計画の目標の実現に努めます。

○ 男女共同参画社会基本法

改正 平成十一年 七月 十六日法律第 百二号

同 十一年十二月二十二日同 第百六十号

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
- 二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
- 二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
 - 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。

3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。

4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第二条 男女共同参画審議会設置法（平成九年法律第七号）は、廃止する。

(経過措置)

第三条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法（以下「旧審議会設置法」という。）第一条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第二十一条第一項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第四条第一項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第二十三条第一項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第二項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第四条第二項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第五条第一項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第三項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第二十四条第一項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第三項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

附 則 （平成十一年七月十六日法律第百二号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 略
- 二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日

（委員等の任期に関する経過措置）

第二十八条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者（任期の定めのない者を除く。）の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

- 一から十まで 略
- 十一 男女共同参画審議会

（別に定める経過措置）

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則 （平成十一年十二月二十二日法律第百六十号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（以下略）

○ 男女共同参画社会基本法案に対する附帯決議

平成 11 年 5 月 21 日 参議院総務委員会

- 一 政策等の立案及び決定への共同参画は、男女共同参画社会の形成に当たり不可欠のものであることにかんがみ、その実態を踏まえ、国及び地方公共団体において、積極的改善措置の積極的活用を図ることにより、その着実な進展を図ること。
- 一 家庭生活における活動と他の活動の両立については、ILO 第 156 号条約の趣旨に沿い、家庭生活と職業生活の両立の重要性に留意しつつ、両立のための環境整備を早急に進めるとともに、特に、子の養育、家族の介護については、社会も共に担うという認識に立って、その社会的支援の充実強化を図ること。
- 一 男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に当たっては、現行の法制度についても広範にわたり検討を加えるとともに、施策の実施に必要な法制上又は財政上の措置を適宜適切に講ずること。
- 一 女性に対する暴力の根絶が女性の人権の確立にとって欠くことができないものであることにかんがみ、あらゆる形態の女性に対する暴力の根絶に向けて積極的に取り組むこと。
- 一 男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進については、男女共同参画会議の調査及び監視機能が十全に発揮されるよう、民間からの人材の登用を含め、体制を充実させること。
- 一 本法の基本理念に対する国民の理解を深めるために、教育活動及び広報活動等の措置を積極的に講じること。
- 一 各事業者が、基本理念にのっとり、男女共同参画社会を形成する責務を自覚するよう適切な指導を行うこと。
- 一 苦情の処理及び人権が侵害された場合における被害者救済のための措置については、オンブズパーソンの機能を含めて検討し、苦情処理及び被害者救済の実効性を確保できる制度とすること。

男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、女子差別撤廃条約その他我が国が締結している国際約束を誠実に履行するため必要な措置を講ずるとともに、男女共同参画の視点に立った国際協力の一層の推進に努めること。

右決議する。

○ 男女共同参画社会基本法案に対する附帯決議

平成 11 年 6 月 11 日 衆議院内閣委員会

政府は、本法施行に当たり、次の事項に配慮すべきである。

- 一 家庭生活における活動と他の活動の両立については、ILO 第 156 号条約の趣旨に沿い、両立のための環境整備を早急に進めるとともに、特に、子の養育、家族の介護については、社会も共に責任を担うという認識に立って、その社会的支援の充実強化を図ること。
- 一 女性に対する暴力の根絶が女性の人権の確立にとって欠くことができないものであることにかんがみ、あらゆる形態の女性に対する暴力の根絶に向けて積極的に取り組むこと。
- 一 男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に当たっては、性別によるあらゆる差別をなくすよう、現行の諸制度についても検討を加えるとともに、施策の実施に必要な法政上又は財政上の措置を適切に講ずること。
- 一 男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進に当たっては、その施策の推進体制における調査及び監視機能が十分に発揮されるよう、民間からの人材の登用を含め、その体制の整備の強化を図ること。
- 一 各事業者が、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与する責務を有することを自覚して、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図るよう、適切な指導を行うこと。
- 一 男女共同参画社会の形成には、男女の人権の尊重が欠かせないことにかんがみ、苦情の処理及び被害者の救済が十分図られるよう、実効性のある制度の確立に努めること。

○ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

平成二十七年法律第六十四号

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性がその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成十一年法律第七十八号）の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

(基本原則)

第二条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則（次条及び第五条第一項において「基本原則」という。）にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

(事業主の責務)

第四条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第二章 基本方針等

(基本方針)

第五条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向
 - 二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項
 - 三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項
 - イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項
 - ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項
 - ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項
- 四 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(都道府県推進計画等)

第六条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（以下この条において「都道府県推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第三章 事業主行動計画等

第一節 事業主行動計画策定指針

第七条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第一項に規定する一般事業主行動計画及び第十五条第一項に規定する特定事業主行動計画（次項において「事業主行動計画」と総称する。）の策定に関する指針（以下「事業主行動計画策定指針」という。）を定めなければならない。

2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
- 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項
- 三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項

3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第二節 一般事業主行動計画

(一般事業主行動計画の策定等)

第八条 国及び地方公共団体以外の事業主（以下「一般事業主」という。）であつて、常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画（一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。）を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 計画期間

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。

5 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。

6 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

7 一般事業主であつて、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。

8 第三項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第四項から第六項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

（基準に適合する一般事業主の認定）

第九条 厚生労働大臣は、前条第一項又は第七項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

（認定一般事業主の表示等）

第十条 前条の認定を受けた一般事業主（次条及び第二十条第一項において「認定一般事業主」という。）は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの（次項において「商品等」という。）に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(認定の取消し)

第十一条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第九条の認定を取り消すことができる。

- 一 第九条に規定する基準に適合しなくなつたと認めるとき。
- 二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 三 不正の手段により第九条の認定を受けたとき。

(委託募集の特例等)

第十二条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主（一般事業主であつて、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。）が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法（昭和二十二年法律第四百一十一号）第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であつて厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの（厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。）のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであつて、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。

3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなつたと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。

4 承認中小事業主団体は、第一項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。

5 職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定による届出があつた場合について、同法第五条の三第一項及び第四項、第五条の四、第三十九条、第四十一条第二項、第四十二条第一項、第四十二条の二、第四十八条の三第一項、第四十八条の四、第五十条第一項及び第二項並びに第五十一条の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第四十条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第五十条第三項及び第四項の規定はこの項において準用する同条第二項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三十七条第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十二条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一条第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。

6 職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条の三の規定の適用については、同法第三十六条第二項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第四十二条の三中「第三十九条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成二十七年法律第六十四号）第十二条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」とする。

7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第二項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第十三条 公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団

体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

(一般事業主に対する国の援助)

第十四条 国は、第八条第一項若しくは第七項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

第三節 特定事業主行動計画

第十五条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの（以下「特定事業主」という。）は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画（特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。）を定めなければならない。

2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 計画期間

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。

5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。

7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第四節 女性の職業選択に資する情報の公表

(一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第十六条 第八条第一項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。

2 第八条第七項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表するよう努めなければならない。

(特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第十七条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。

第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

(職業指導等の措置等)

第十八条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。

4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(財政上の措置等)

第十九条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(国等からの受注機会の増大)

第二十条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等（沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。）の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主（次項において「認定一般事業主等」という。）の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するように努めるものとする。

(啓発活動)

第二十一条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第二十二条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(協議会)

第二十三条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関（以下この条において「関係機関」という。）は、第十八条第一項の規定により国が講ずる措置及び同条第二項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第十八条第三項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。

3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

- 一 一般事業主の団体又はその連合団体
- 二 学識経験者
- 三 その他当該関係機関が必要と認める者

4 協議会は、関係機関及び前二項の構成員（以下この項において「関係機関等」という。）が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

（秘密保持義務）

第二十四条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（協議会の定める事項）

第二十五条 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第五章 雑則

（報告の徴収並びに助言、指導及び勧告）

第二十六条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第八条第一項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

（権限の委任）

第二十七条 第八条から第十二条まで及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

（政令への委任）

第二十八条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第六章 罰則

第二十九条 第十二条第五項において準用する職業安定法第四十一条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十八条第四項の規定に違反した者
- 二 第二十四条の規定に違反した者

第三十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十二条第四項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者
- 二 第十二条第五項において準用する職業安定法第三十七条第二項の規定による指示に従わなかった者
- 三 第十二条第五項において準用する職業安定法第三十九条又は第四十条の規定に違反した者

第三十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十条第二項の規定に違反した者
- 二 第十二条第五項において準用する職業安定法第五十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 三 第十二条第五項において準用する職業安定法第五十条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨

げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

四 第十二条第五項において準用する職業安定法第五十一条第一項の規定に違反して秘密を漏らした者

第三十三条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第二十九条、第三十一条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第三十四条 第二十六条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三章（第七条を除く。）、第五章（第二十八条を除く。）及び第六章（第三十条を除く。）の規定並びに附則第五条の規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

(この法律の失効)

第二条 この法律は、平成三十八年三月三十一日限り、その効力を失う。

2 第十八条第三項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第四項の規定（同項に係る罰則を含む。）は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第二十四条の規定（同条に係る罰則を含む。）は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

(政令への委任)

第三条 前条第二項から第四項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第四条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 （平成二九年三月三十一日法律第一四号） 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中雇用保険法第六十四条の次に一条を加える改正規定及び附則第三十五条の規定 公布の日

二・三 略

四 第二条中雇用保険法第十条の四第二項、第五十八条第一項、第六十条の二第四項、第七十六条第二項及び第七十九条の二並びに附則第十一条の二第一項の改正規定並びに同条第三項の改正規定（「百分の五十を」を「百分の八十を」に改める部分に限る。）、第四条の規定並びに第七条中育児・介護休業法第五十三条第五項及び第六項並びに第六十四条の改正規定並びに附則第五条から第八条まで及び第十条の規定、附則第十三条中国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第八十二号）第十条第十項第五号の改正規定、附則第十四条第二項及び第十七条の規定、附則第十八条（次号に掲げる規定を除く。）の規定、附則第十九条中高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）第三十八条第三項の改正規定（「第四条第八項」を「第四条第九項」に改める部分に限る。）、附則第二十条中建設労働者の雇用の改善等に関する法

律（昭和五十一年法律第三十三号）第三十条第一項の表第四条第八項の項、第三十二条の十一から第三十二条の十五まで、第三十二条の十六第一項及び第五十一条の項及び第四十八条の三及び第四十八条の四第一項の項の改正規定、附則第二十一条、第二十二条、第二十六条から第二十八条まで及び第三十二条の規定並びに附則第三十三条（次号に掲げる規定を除く。）の規定 平成三十年一月一日

（罰則に関する経過措置）

第三十四条 この法律（附則第一条第四号に掲げる規定にあつては、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第三十五条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

○ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

改正 平成二十六年法律第二十八号

平成 十三年法律第三十一号

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第一章 総則

(定義)

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等

(定義)

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

- 2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。
 - 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項
 - 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項
 - 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項
- 3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。
- 4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

- 2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針
 - 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項
 - 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項
- 3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第二章 配偶者暴力相談支援センター等

(配偶者暴力相談支援センター)

第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

- 2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。
- 3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
 - 二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。
 - 三 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条及び第八条の三において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
 - 四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
 - 五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。
 - 六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- 4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。
 - 5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

（婦人相談員による相談等）

第四条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

（婦人保護施設における保護）

第五条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第三章 被害者の保護

（配偶者からの暴力の発見者による通報等）

第六条 配偶者からの暴力（配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。）を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

- 2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。
- 3 刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。
- 4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

(警察官による被害の防止)

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）、警察官職務執行法（昭和二十三年法律第百三十六号）その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

第八条の二 警視総監若しくは道府県警察本部長（道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。）又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(福祉事務所による自立支援)

第八条の三 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に定める福祉に関する事務所（次条において「福祉事務所」という。）は、生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）、母子及び寡婦福祉法（昭和三十九年法律第百二十九号）その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所等都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第四章 保護命令

(保護命令)

第十条 被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫（被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。）を受けた者に限る。以下この章において同じ。）が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力（配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第十二条第一項第二号において同じ。）により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力（配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。）により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止す

るため、当該配偶者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であった者。

以下この条、同項第三号及び第四号並びに第十八条第一項において同じ。）に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時ににおいて被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

- 一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。）その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。
 - 二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。
- 2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。
- 一 面会を要求すること。
 - 二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
 - 四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。
 - 五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。
 - 六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 八 その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。
- 3 第一項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。）と同居しているときであつて、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下こ

の項において同じ。)、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

- 4 第一項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。
- 5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。

（管轄裁判所）

第十一条 前条第一項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

- 2 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。
 - 一 申立人の住所又は居所の所在地
 - 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

（保護命令の申立て）

第十二条 第十条第一項から第四項までの規定による命令（以下「保護命令」という。）の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

- 一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況
- 二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時の事情
- 三 第十条第三項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時の事情
- 四 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時の事情

五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称

ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所

ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容

ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

- 2 前項の書面（以下「申立書」という。）に同項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

（迅速な裁判）

第十三条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

（保護命令事件の審理の方法）

第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

- 2 申立書に第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。
- 3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

（保護命令の申立てについての決定等）

第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

- 2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。
- 3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長に通知するものとする。
- 4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した

旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。

- 5 保護命令は、執行力を有しない。

（即時抗告）

第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

- 2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。
- 3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。
- 4 前項の規定により第十条第一項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。
- 5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。
- 6 抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。
- 7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。
- 8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

（保護命令の取消し）

第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第十条第一項第一号又は第二項から第四項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第一項第二号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

- 2 前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。
- 3 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、前二項の場合について準用する。

(第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て)

第十八条 第十条第一項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

- 2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同条第二項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」とする。

(事件の記録の閲覧等)

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にあつては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第二十条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第十二条第二項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の認証を行わせることができる。

(民事訴訟法の準用)

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法（平成八年法律第九号）の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第五章 雑則

(職務関係者による配慮等)

第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者（次項において「職務関係者」という。）は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

- 2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

- 一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用（次号に掲げる費用を除く。）
 - 二 第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護（同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。）に要する費用
 - 三 第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用
 - 四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護（市町村、社会福祉法人その他相当と認める者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用
- 2 市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(国の負担及び補助)

第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

- 2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。
- 一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの
 - 二 市が前条第二項の規定により支弁した費用

第六章 罰則

第二十九条 保護命令に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 第十二条第一項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

附則〔抄〕

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第七条、第九条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

（検討）

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附則〔平成十六年法律第六十四号〕

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

（経過措置）

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（次項において「旧法」という。）第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

- 2 旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「新法」という。）第十条第一項第二号の規定による命令の申立て（この法律の施行後最初にされるものに限る。）があった場合における新法第十八条第一項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。

（検討）

第三条 新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附則〔平成十九年法律第百十三号〕〔抄〕

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

（経過措置）

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

附 則〔平成二五年七月三日法律第七二号〕

(施行期日)

- 1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。



やまきた男女共同参画プラン改訂版

発行日 平成 31 年（2019 年）3 月

発 行 山北町

神奈川県足柄上郡山北 1301-4

編 集 山北町企画政策課

制 作 （株）サーベイリサーチセンター